

○ 盛岡南公園球技場(盛岡市球技場条例)

ア グラウンドの利用料

区分	一般	高等学校生徒以下の者
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000 円	5,000 円
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000 円	20,000 円

備考

1 「料金を徴収する場合」とは、利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 グラウンド1面の2分の1を利用する場合の利用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。

イ 会議室及びウォーミングアップ室の利用料

区分	金額
会議室（1室につき1時間までごとに）	500 円
ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500 円

備考

この表は、会議室又はウォーミングアップ室のみを利用する場合について適用する。

ウ 附属の設備の利用料

区分	金額
放送設備一式（1日につき）	1,000 円
移動式電光得点板（1日につき）	1,000 円